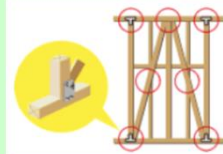


住宅の耐震改修を支援する税制措置について

令和6年4月現在

1 所得税の控除(投資型減税)

自ら居住する住宅の耐震改修工事を行ったときに使える制度です。
昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された住宅が、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事を一定の区域内で行った場合、250万円を限度として10%が所得税額より控除されます。



■内容

- ・対象となる改修工事時期 平成21年1月1日 ~ 令和7年12月31日
- ・控除期間 1年(工事を行った年分のみ適用)
- ・控除対象限度額 250万円

※「改修に係る標準的な工事費用相当額」から、国・地方自治体から交付された補助金等の額を減じた額と、上限額250万円を比較し、いずれか小さい金額が対象

- ・控除率 控除対象額の10%

■手続の窓口

所轄税務署で、確定申告が必要です。

確定申告の際には、「耐震改修工事が適切に実施されたことを証明する書類」が必要です。
(最下段参照)

詳しくは、秋田南税務署 ☎018-832-4121 秋田北税務署 ☎018-845-1161 へ。

2 固定資産税の減額

耐震改修工事を行った住宅の固定資産税(120㎡相当分までに限る)が、翌年度から1年度分、2分の1減額されます。

耐震改修工事費用が50万円以上であること、昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること、などが要件となっています。

■内容

- ・対象となる改修工事時期 平成18年1月1日 ~ 令和8年3月31日
- ・控除期間 1年間(工事を行った年の翌年度から1年度分)
- ・減額の概要 耐震改修工事を行った際に、当該家屋に係る翌年分の固定資産税(120㎡相当分までに限る)を2分の1減額する。

■お問い合わせ先

秋田市資産税課(☎018-888-5479)で、減額申告が必要です。

耐震改修工事完了後、3か月以内に行ってください。

確定申告の際には、「耐震改修工事が適切に実施されたことを証明する書類」が必要です。
(最下段参照)

耐震改修工事が適切に実施されたことを証明する書類

次のうち、いずれかが必要です。

①増改築等工事証明書

耐震改修工事を実施した建設会社の建築士等にご相談ください。

②住宅耐震改修証明書

秋田市で発行できます(無料)。ただし、秋田市の木造住宅耐震改修等補助事業の補助金が交付された住宅に限ります。

詳しくは、秋田市建築指導課(☎018-888-5769)まで